

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

【 経営理念 】

市民誰もが 自分らしく輝き 支え合う
福祉のふるさとづくり

【 経営ビジョン 】

経営理念の実現に向けて

- 【共感】 共感の輪を広げ
笑顔の福祉活動を育む社協を目指します
- 【共創】 思いをつないで
地域社会と福祉を創る社協を目指します
- 【共生】 自分らしく輝く
ふだんの暮らしを守る社協を目指します

私たちは、三つの社協らしさで地域社会に貢献します

(中期経営計画より)

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、若干衰えを見せているものの未だに市民生活に影響を与えています。感染予防のため人と人との関わりに距離をとらざるを得ないことは、生活困窮者の増加や、生活課題解決を阻む大きな要因となっています。雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という）は、行政や関係機関との連携のもとに適切な感染対策を進めながら、「制約された人と人との関わり」「生きがいや意欲」「地域社会とのつながり」について、5月に予定されている5類への移行後を見据えた地域福祉のあり方を模索し、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けて努力して参ります。

このような中、国では「地域共生社会の実現」に向け、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、島根県内市町においても取り組みが始まっております。本会におきましては、「地域包括支援センター（高齢者の総合相談）」「権利擁護センター（法人後見、日常生活自立支援）」「生活支援・相談センター（個別支援による生活困窮者支援）」「生活支援体制整備事業（第1層生活支援コーディネーター配置）」など、その中核的な事業活動を展開する法人として、いま一度方向性を確認し地域福祉を支える体制づくりを図って参ります。

次に、本会では中期経営計画において「組織を継続し成長させる」を掲げております。このことから、特に本会が担う介護サービス事業につきましては、急激な電気代ほか諸物価の高騰、人材不足がより深刻化を増すなどこれまで以上に厳しい経営環境からの脱却に向けての検討が急がれます。さらに、急速に少子化が進行する中での適正な保育所運営につきましても、雲南市をはじめ関係機関との協議を進めなければなりません。財政状況の改善、経営基盤の強化は、本会における大きな経営課題であります。

次に、教育研修、情報伝達のオンライン化、職員支援体制の構築を進めるなど本会「目標管理制度」の一層の推進により、個別面談や事例検討等を通して、人材育成・人材確保に努めて参ります。

そして、令和5年度は定時評議員会終結をもって、本会役員（理事・監事）の2年の任期が満了いたします。新たな役員体制構築には改正社会福祉法の趣旨、ルールに則り確実に進めて参ります。

最後に、本会の経営理念である「市民誰もが自分らしく輝き 支え合う福祉のふるさとづくり」実現のため、行政はもとより雲南市民の皆様、地域自主組織、社会福祉法人、小・中・高等学校、企業など、関係機関・団体の皆様のご参加、ご協力をいただきながら、令和5年度の事業活動を進めて参ります。

以下、6つの事業部門ごとに事業の実施計画を掲げ、社会福祉協議会らしい「地域福祉」を推進いたします。

II 事業実施計画

1 法人運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

組織を継続し成長させていくために

法人の全体最適に向けたマネジメントを戦略的に推進する

総務部を目指します

- ▶ 職員一人ひとりが自分らしさを発揮し、力を合わせて社協らしい総合力を発揮できる組織づくりを進めます。
- ▶ 法人経営を統括する部門として、職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる組織基盤の強化に取り組みます。

1 法人運営に関する業務

任期満了に伴う役員改選期を迎え、関係法令に基づく役員体制を構築し、ガバナンス（統治）体制により社会福祉法人に求められる公益的で透明性の高い事業の実施に努める。

(1) 法人運営に関する諸会議の運営

- ① 理事会（業務執行の決定機関）の運営（5回）
- ② 評議員会（法人運営に係る重要事項の議決機関）の運営（4回）
- ③ 地域福祉委員会（地域住民の意見集約と提言機関）の運営（2回）
- ④ 理事事業担当部会（各部門の調整・調査・研究等の機関）の運営（随時）
 - ア 総務企画部会
 - イ 地域福祉部会
 - ウ 介護保険事業部会
 - エ 保育事業部会
 - オ 地域包括ケア推進部
- ⑤ その他の会議の運営
 - ア 三役会（随時）
 - イ 評議員選任解任委員会（随時）
 - ウ 企画調整会議（毎月1回）

(2) 法人運営に関する監査の受検（理事の職務執行、事業執行、計算関係書類及び財産状況）

- ① 監事による監査
 - ア 定期監査（5月）
 - イ 中間検査（11月）
- ② 内部監査人による監査（前期：8月・後期：2月）
- ③ 社会福祉法人実地指導監査（社会福祉法第56条第1項に基づく監査）

(3) 関係法令に基づく定款、諸規程等の整備

定款、諸規程等の見直し及び改正等並びに所轄庁への届出

(4) 法人運営に関する情報公開（現況報告書・計算書類等）

- ① 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムによる情報公開
- ② 本会ホームページによる情報公開
- ③ 本会広報紙「社協だよりうんなん」による情報公開

2 社協会員に関する業務

定款及び会員規程に基づき社協会員の加入促進に努め、地域住民や関係機関の参加を旨とする社協の組織基盤の強化を図る。

(1) 会員の募集及び会費ご協力のお願い

- ① 正会員 市内各世帯（7月）
- ② 賛助会員 本会役員及び評議員（12月）

(2) 弔電のお供え

会員世帯にご不幸があったとき、弔電を送り弔意を表す。

3 人事管理に関する業務

人材の確保・育成・定着を進めるため、職員一人ひとりがそれぞれの業務に専念し、その能力を十分発揮できるよう支援する。

(1) 役員研修等の実施又は受講

法人研修又は外部研修の受講

(2) 人材の確保に向けた取り組み

- ① 魅力ある職場づくりと情報発信
- ② 職員の募集、採用試験の実施、採用

(3) 職員の育成及び自己実現を支援する取り組み

① 法人内部研修の実施

- ア 新採用職員研修
- イ 職員研修
- ウ 管理職研修

② 外部研修機関が実施する研修の受講推進

- ア 福祉職員生涯研修（福祉人材センター主催の階層別研修）
- イ 職能別研修
- ウ 課題別研修

③ セルフキャリアドックの実施

- ア 対象職員ごとに定期的な人材開発等の実施
- イ フィードバックに基づく組織的課題等の改善に向けた検討

④ 目標管理制度の運用

- ア 主任級以上を対象とした実施
- イ 目標面談（目標設定）、中間面談（中間評価）、育成面談（評価）の実施
- ウ 考課者研修、コーチング研修等の実施

⑤ 職員の資格取得に関する支援制度の実施

(4) 人材の定着に向けた取り組み

- ① 働きやすい職場づくりに向けた職員協議会等との意見交換の実施
- ② 職員一人ひとりの働きがい高める目標管理制度の運用

(5) 労働者名簿の整備と管理に関する業務

4 労務管理に関する業務

職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる職場環境づくりを推進する。

(1) 労働法令等に基づく労務管理業務

- ① 労働契約の締結及び労働条件の管理
- ② 関係法令の施行・改正等に対応した関係諸規程等の整備
- ③ 職員協議会との協定締結及び就業規則等変更に係る意見聴取

(2) 関係法令等に対応した労務管理業務

- ① 労働安全衛生法に基づく労務管理の実施
 - ア 定期健康診断の実施及び産業医による健康管理指導等
 - イ 衛生委員会の設置による調査審議事項の協議と職場環境等の改善推進
(大東事業場・三刀屋事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体)
 - ウ ストレスチェックの実施(10月)と指導医による面接指導又は健康相談の実施(随時)
 - エ 労働災害防止に向けた取り組み(産業医による職場巡視及び指導等)
 - オ 新型コロナへの対策等(対策本部の運営・感染症法上の位置づけ見直し等への対応)
- ② 働き方改革関連法及び労働施策総合推進法等への対応
 - ア 年次有給休暇取得の促進(法令に基づく取得義務日数の達成)
 - イ 雇用形態に応じた公正な待遇の確保(顧問社会保険労務士の指導による適正化)
 - ウ 職場のハラスメント防止対策の実施(規程の整備及び相談窓口の設置)
- ③ 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の推進
 - ア 仕事と家庭の調和を図るための休暇取得促進の仕組みづくり
 - イ 男女ともに意欲的に活躍できるためのキャリア形成支援
- ④ 障害者雇用促進法に基づく労務管理の実施
障がい者雇用と就業環境の整備

(3) 福利厚生に関する労務管理業務

- ① 法定福利への加入と管理(雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金保険・介護保険等)
- ② 法定外福利への加入と管理(島根県民間社会福祉従事者互助会・雲南市社協職員会)

5 経理・財務管理に関する業務

関係法令、社会福祉法人会計基準及び諸規程等を遵守した会計処理を徹底し、経営状況を把握した健全経営を目指す。

(1) 予算編成業務

(2) 会計管理業務

- ① 帳票及び台帳等の管理
- ② 計算関係書類(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表)の作成

(3) 財務管理業務

- ① 出納管理業務
- ② 財務及び固定資産の管理
- ③ 寄付金品の受付

(4) 決算業務

- ① 計算関係書類、附属明細書及び財産目録等の作成並びに監査の受検
- ② 現況報告書、計算書類及び財産目録等の所轄庁への提出

(5) 契約に関する業務

6 総務に関する業務

社協全体を最適化していくマネジメントを進め、総合力を生かした社協らしさを発揮できる法人運営を目指す。

(1) 中期経営計画の進行管理

- ① 目標管理制度と連動させた目標の連鎖による経営理念・ビジョンの浸透と実践
- ② 経営戦略・第3年次における課題のヒアリングと検討会議等の開催

(2) 広報・啓発事業

- ① 広報紙の発行
 - ア 社協だよりうんなん 12,500部：年4回発行
 - イ 地域の福祉 15,000部：毎月発行（市報うんなんに折込）
- ② ホームページの運営 更新：随時
- ③ 広報編集会議の開催（随時）

(3) 苦情解決体制の整備

- ① 苦情処理第三者委員会の設置及び委員会の開催（1月）
- ② 福祉サービス苦情解決研修会の受講（島根県運営適正化委員会主催）

(4) 災害時対応体制の整備

- ① 事業継続計画（BCP）の策定に向けた部門間協議
- ② 各部門が連携した災害時対応体制マニュアル等の整備に向けた検討
- ③ 災害ボランティアセンターの運営に関する関係機関との協議

(5) 指定管理者制度による社会福祉施設の管理運営

- ① 雲南市との協定の締結
 - 基本協定及び年度協定の締結
- ② 協定に基づく社会福祉施設の管理運営
 - ア 大東町地域福祉センター（大東支所・大東介護事業所）
 - イ 木次高齢者コミュニティセンター（木次支所）
 - ウ 三刀屋健康福祉センター（本所・三刀屋介護事業所・地域包括支援センター）
 - エ 掛合健康福祉センター・掛合高齢者生活福祉センター（掛合支所・掛合介護事業所）
 - オ 入間コミュニティセンター（小規模多機能型居宅介護事業所）

7 式典及び行事に関する業務

雲南市や各関係機関等との共催による式典及び行事を開催し、社会福祉の啓発と推進を図る。

(1) 雲南市戦没者追悼式（10月）

主催：雲南市・社協

(2) 雲南市総合社会福祉大会（10月）

主催：雲南市・社協・民児協・老連

(3) 雲南市民歳末余芸大会（12月）

主催：雲南市・社協・山陰中央新報社・JA・商工会

8 地域における公益的な取り組みの推進に関する業務

社会福祉法（第 24 条第 2 項）に規定される地域における公益的な取り組みを推進し、社会福祉法人としての責務を果たす。

(1) 社会福祉士等の養成に係る取り組み（実習生の受入れ）

- ① 関係法令に基づく相談援助実習指導員の配置
- ② 社会福祉士養成校等が求める相談援助実習施設としての協力

(2) 雲南市社会福祉法人連絡会事業への参画（複数法人間連携事業への参画）

社会福祉協議会の機能を発揮した法人間連携の促進を担う事務局業務

(3) 現況報告書への記載と情報発信

本会各部門が取り組む公益的な取り組みを把握し、現況報告書へ記載の上、積極的な情報発信に努める。

9 日本赤十字社島根県支部雲南市地区の運営に関する業務

日本赤十字社島根県支部の雲南市地区事務局として、日赤事業の連絡調整と普及・啓発を担う。

(1) 日赤島根県支部雲南市地区事務局業務

- ① 日赤島根県支部業務推進協議会への参画
- ② 日赤島根県支部評議員会への参画

(2) 日赤事業の啓発活動の推進

- ① 5月の赤十字運動月間を中心とした事業啓発と日赤会費の募集
- ② 日赤島根県支部広報紙「島根の赤十字」等の配布

(3) 学校や地域からの救急法研修会等の申請に対する連絡調整

(4) 災害時の被災等に対する救援物資及び見舞金等の支給

(5) 災害被災地の支援に係る義援金募金への協力

2 地域福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるために
地域を基盤としたソーシャルワークを包括的に実践し 暮らしやすさを追求する
地域福祉部を目指します

- ▶ 福祉サービスを必要とする方が、地域のつながりの中でその人らしく暮らせるよう、地域とのつながりに配慮した個別支援を進めます。
- ▶ 誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現に向けて、地域住民と専門職がお互いの強みを活かし合える、協働と実践の場づくりを進めます。
- ▶ 住民福祉活動組織と共に支え合う活動の場づくりを進め、住民参加を通じた理解と共感を広げ、地域を元気にするやりがいある共助を育みます。

1) 生活支援・相談センター

○ 運営方針

～まずは相談を受け止め 課題解決を共に目指し

その人が主役の自立支援を進めます～

○ 実施事業

1 総合相談体制の充実

□ 支援目標

多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援する。

(1) 生活困窮者への自立支援

① 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

- ア 総合相談（訪問による相談援助「アウトリーチ」を含む）
- イ 分析・支援ニーズの把握・支援プランの作成
- ウ 支援調整会議・サービス提供
- エ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
- オ 終結・フォローアップ（追跡評価）

② 生活困窮者家計改善支援事業（市受託事業）

- ア 家計管理に関する支援
- イ 滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援
- ウ 債務整理に関する支援、貸付のあっせん

③ くらしの相談（法律相談、無料、予約制）

- ア 弁護士相談（毎月第2木曜日）
- イ 司法書士相談（毎月第4金曜日）

(2) 地域を基盤とした相談支援ネットワークの構築

① 他機関団体等との連携

- ア 地域包括支援センター、民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等との連携、ネットワーク化による総合相談の充実強化

- ② 生活困窮等研修会への参加、実施
 - ア 地域支援、個別支援等の援助技術の向上
- ③ 雲南市社会福祉法人連絡会との連携
 - ア 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業の協働
 - イ 事業周知、担当者連絡会・研修会への協力

2 生活支援の充実

□ 支援目標

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、資金融資や就労準備のサポート、狭間のニーズへの新たな対応策によって、その人の自立を支援する。

(1) 資金融資による生活基盤の充実

- ① 生活福祉資金貸付（県社協受託事業）
 - ア 貸付、償還時の生活困窮者自立支援事業等との連携
 - イ 新型コロナ特例貸付債権管理事務体制、相談体制の充実【新規】
- ② 民生融金貸付

(2) 狭間のニーズに対する支援メニューの研究開発

- ① 生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業）
 - ア 生活自立支援（起床や定時通所の促しなど）
 - イ 社会自立支援（基本的コミュニケーション能力の形成など）
 - ウ 就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書作成指導など）
- ② 支援メニューの研究開発事業
 - ア 県共同募金会助成金の活用による就労準備支援事業の充実、強化
 - イ 農業等の就労体験への協力者・協力企業等の開拓

3 社会的包摂の実現【地域生活支援】

□ 支援目標

社会的排除や社会的孤立などの社会問題に対し、みんなで理解し、みんなで考え、みんなで行動することによって、その人の自立を支援する。

(1) 地域生活支援の実践を通じた学びの支援

- ① 窮迫課題への対応
 - ア 緊急現金貸付、入浴料助成、入居債務保証支援（県社協）
 - イ フードバンク、生活備品貸出
- ② ひきこもり等支援
 - ア 集う場所「フリースペース」の行政との共催
 - イ 参加の場「みんなの畑（室山農園）」への参加支援

4 住民参加による地域生活支援

□ 支援目標

地域の住民や自主組織、行政、関係機関、団体等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業の展開によって、その人の自立を支援する。

(1) 相談・支援のネットワークの充実

① 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業

ア 法人内周知、なんでも相談実践等の推進

② 安心・安全の普及活動

ア 刑余者等支援における関係機関、団体等との連携推進【新規】

(2) 福祉サービスの融合、開発、確保

① 子どもへの学習支援にかかる実態把握

ア 本市のニーズ状況や支援状況の実態把握

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～意思決定を支え 権利を擁護し

その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

○ 実施事業

1 権利擁護体制の充実

□ 支援目標

高齢や障がいなどで判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

(1) 日常生活自立支援事業の充実

① 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

ア 支援プラン作成、生活支援、地域や関係機関との連絡調整、生活支援員研修、利用者負担額助成（市、市社協）、地域生活支援の推進に向けたケース会議等の実施

(2) 法人後見事業の充実

① 法人後見事業（法人による成年後見への取組）

ア 運営委員会（年 2 回）、受任審査会（適宜）、地域生活支援の推進に向けたケース会議の開催

イ 成年後見制度に基づく財産管理、身上監護等の支援

ウ 顧問弁護士や司法書士、家庭裁判所、市所管課等関係機関との連絡調整

エ 更生保護団体等との連携推進

② 成年後見制度利用促進事業（市受託事業）

ア 中核機関の一部業務受託による制度の利用促進に向けた周知、啓発の実施

イ 一般、専門職等関係者への研修、主任介護支援専門員更新研修、介護の入門的研修、ほか

③ 児童・高齢者・障がい者虐待防止の推進【新規】

ア 人権啓発研修等への積極的参加

3) 福祉のまちづくり促進センター

○ 運営方針

～地域住民一人ひとりが主役で目指す

“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～

○ 実施事業

1 福祉教育（共育）の推進

□ 支援目標

学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う共育の場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。

(1) 学校における福祉教育（共育）の実践

① 総合的な学習の時間など体系的なふくしの学びの実践支援（事前打ち合わせ⇒実践⇒振り返り）

ア 福祉共育ガイドブックを活用した、担当教諭との協同実践の推進

イ 福祉教育（共育）の実践に対する、共同募金による助成支援

ウ 地域の活動実践者や福祉当事者等をゲスト講師に迎えた活きた学習支援

エ 関係機関との協働による協力中学校との試行的実践（1校指定）【新規】

② 福祉教育（共育）実践に携わる関係者の連携強化

ア 学校や関係機関とのネットワークづくり

(2) 地域を基盤とする福祉教育（共育）の実践

① 地域自主組織を推進主体とした福祉教育（共育） ※2-1-③-イ 地域学び合い会議

ア 学びによる「支え合い」の場づくりと、活動を通じた振り返りによる「やりがい」づくりに向けた支援

イ 地域の福祉力を育む、「ふくしを思う人づくり推進事業」の実施（重点支援3地区：3年間）

② ボランティアグループ等を推進主体とした福祉教育（共育） ※3-1-② ボランティア活動者の開拓

ア 活動推進を目的とした研修の実施

イ ボランティアグループや事業所による高校生ボランティアの受け入れ

③ 支え合う福祉のまちづくり

ア 「ふくしの学び合い」推進助成事業の導入（県社協：2年事業最終年）

イ 多様な主体による「ふくしを学び合う場（出前講座含む）」の構築

ウ 地域における福祉教育プラットフォームの充実

エ 「くにびき学園」との協働による学びと地域をつなぐ仕組みづくり【新規】

2 小地域福祉活動の推進

□ 支援目標

住民自治を担う地域自主組織と共に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

(1) “その地域ならではの暮らしの支え合い”への伴走型支援（活動実践の支援）

① 市との両輪による地域生活課題の解決・改善に向けた地域生活支援体制の整備

ア 第1層（市域）生活支援コーディネーター（CN）の専任配置

イ 第2層（30地区）地域福祉推進員（第2層生活支援CN）の育成・支援

- ② 生活課題を解決するための話し合いの場の構築（1層・2層協議体）
 - ア 地域支援者と多機関がつながる仕組みづくりの促進
 - イ 地域との協働実践の促進 ※4 住民参加による地域生活支援
 - ウ 社会資源（地域のお宝）の発掘・発見、整理
- ③ 福祉活動圏域連携・協働型福祉力アップ学び合い会議の開催
 - ア 学び合い（知る⇒気づく⇒学ぶ）の再構築・浸透による福祉力の向上
 - イ 福祉活動の実践を通じたP D C Aサイクルの促進
 - ウ 地域住民の福祉活動のやりがいを育む取り組みの実践
 - ・福祉の基礎編学び合い会議（初任者研修）
 - ・地域学び合い会議（地域自主組織個別研修）※1-(2)-①地域自主組織を推進主体とした福祉教育の実践
 - ・町別学び合い会議（町域別研修）
 - ・市域学び合い会議（市域全体研修）

(2) 活動財源の支援

- ① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成（財源：共同募金・福祉事業寄付金）
- ② ふれあい・いきいきサロン活動支援助成

3 ボランティア活動の推進

□ 支援目標

ボランティアセンターを核に、共感（志縁）の力を発揮した“ボランティアならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

(1) 新たなボランティア活動者の戦略的開拓

- ① ボランティアセンターの運営・事業企画等の協働実践
 - ア 運営委員会の開催（年2回）、事業企画・運営等の連絡調整
 - イ ボランティアセンターの基盤強化
 - ウ 総合型ボランティアセンターの研究
- ② ボランティア活動者の開拓 ※1-(2)-②ボランティアグループを推進主体とした福祉教育の実践
 - ア 市内の高校3校との連携による高校生ボランティアチャレンジの促進
 - イ ボランティア活動者等との連携による市民ボランティア研修会の実施

(2) ボランティアセンターによるボランティア活動支援

- ① ボランティア活動の充実に向けた支援
 - ア 活動の相談と個別の支援（活動へのマッチングを含める）
 - イ 活動推進を目的とした研修及び情報交換会の協働実践
 - ・音訳、絵手紙等のボランティア研修会
 - ・活動実践団体等との共催による情報交換研修会等
- ② 新たな地域課題に対応する活動プログラムの創出及び助成支援【新規】

4 住民参加による地域生活支援

□ 支援目標

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

(1) 福祉サービスの融合、開発、確保

① 見守りに資する配食サービス事業

- ア 高齢者宅へ弁当の定期配達による食の自立の促進
- イ 見守り活動による安心・安全な地域生活の支援
- ウ 地域自主組織・民生児童委員・ボランティア・当事者支援機関等が行う、高齢者の見守りと生活支援ネットワークとの連携強化

② 郵便等による見守り事業

- ア 郵便局、事業所、企業、地域自主組織、ボランティア等が行う、高齢者の見守り
・大東：まめなかね通信 ・加茂：友愛はがき ・木次：愛のおたより推進運動
・三刀屋：愛の絵手紙運動 ・掛合：ふれあい安心郵便

③ 音訳広報活動

- ア 市内各ボランティアグループが行う市報うんなんの音訳CD作成の支援
- イ 希望対象者への音訳CD配布の協力

④ 地域子育て支援

民生児童委員、ボランティア等との連携による子育てサロンの実施（吉田圏域）

⑤ フードドライブ

- ア 「もったいない精神」で食品ロスの軽減、有効活用
- イ 関係機関・団体等に呼びかけて適量の食料を集め保管
- ウ 窮迫課題へ対応する生活支援・相談センターとの連携強化

⑥ 子どもへの学習支援

- ア 関係機関、団体等との連携による実態把握

⑦ 安心・安全の普及活動

- ア 雲南市社会福祉法人連絡会等との連携による防犯活動の実施
- イ 刑余者等支援における関係機関、団体等との福祉支援ニーズの研究【新規】

5 雲南市共同募金委員会の運営

□ 実施目標

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にしたい、赤い羽根共同募金運動を展開する。

(1) 雲南市共同募金委員会の運営

- ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
- ② うんなん手のひら募金の実施（1月1日～3月31日）
- ③ 募金百貨店プロジェクト、募金付自動販売機の設置の推進（随時）

6 民生児童委員協議会の活動支援

□ 支援目標

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

(1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援

- ① 事務局運営補助（本所担当）

(2) 6法定単位民生児童委員協議会活動支援

- ② 事務局運営補助（各支所担当）

7 当事者組織活動の推進

□ 支援目標

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が発揮されるようにその活動を支援する。

(1) 当事者主体による組織運営の充実に向けた働きかけ

① 団体活動実践の支援（事務局を担当）

雲南市母子会、雲南市手をつなぐ育成会、雲南市身障者協会（市域、吉田圏域）、被爆者協会（木次圏域）

(2) 当事者組織の地域福祉推進機能の充実

① 団体活動財源の支援

雲南市母子会、雲南市手をつなぐ育成会、雲南市身障者協会、被爆者協会、雲南市遺族会

② 当事者等組織にかかる現状及びニーズの把握

前①以外の当事者等組織の現状把握及び意見交換

8 第4期雲南市地域福祉活動計画の進行管理

□ 実施目標

地域福祉の充実を目指して、雲南市総合保健福祉計画と連動する、民間福祉活動の行動計画である第4期雲南市地域福祉活動計画を推進する。

(1) 第4期雲南市地域福祉活動計画（4年目）の進行管理

① 地域住民、地域自主組織、福祉関係機関・団体・行政等との連携による計画の具現化

② 中間年度（3年目）での検証を活かし、第5期地域福祉活動計画策定準備

3 在宅福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

その人らしいふだんの暮らしを支えるために

一人ひとりの暮らしに寄り添う高品質な在宅ケアを実践し追求する

在宅福祉部を目指します

- ▶ 市場原理が働きにくい中山間地域における介護サービスのセーフティーネットとしての役割を担います。
- ▶ 社協らしい在宅福祉の具現化に向けて、他部門・他機関とも連携した地域生活支援に取り組めます。
- ▶ 「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられること＝ふだんの暮らし」を支えるために、一人ひとりを見つめた、高品質な在宅ケアを実践します。

<重点実施項目>

1 経営基盤の強化

健全経営を目的に利用目標を設定し利用者の確保に取り組む。

(1) 目標稼働率の達成

① 通所介護事業（1日目標利用者数）

- ・おおぎ：25名以上
- ・みとや：25名以上
- ・かけや：23名以上
- ・陽だまりの家：8名以上

② 訪問介護事業

- ・おおぎ：25名以上
- ・みとや：23名以上
- ・かけや：10名以上

③ 訪問入浴介護事業

- ・3名以上

④ 居宅介護支援事業所（受け持ち目標件数）

- ・ケアマネ一人当たり35件

⑤ 小規模多機能型居宅介護（登録利用者）

- ・登録定員29名

(2) 高品質な介護サービスの提供

① 介護基礎能力の習得

- ・介護技術：抱えない介護・嚥下・排泄
- ・医療的ケア：健康観察・終末期ケア
- ・認知症介護：コミュニケーション技法・「認知症介護基礎研修」

② 虐待防止

- ・委員会開催：2ヶ月に1回開催
虐待防止に関する研修会を開催する。
不適切ケアに関する自己点検を定期的に行い虐待を防止する。

③ 地域包括ケアに向けた取り組み

- ・多職種連携会議、地域ケア会議へ参加して地域課題の解決に協力する。

- ④ 事例発表
 - ・事例を参考に目指すべき姿の実施方法を共有し利用者に対し質の高いサービスが提供できるよう努める。
- ⑤ 部内関係
 - ・課題に対し在宅福祉部全体で取り組む。

(3) 法令遵守の徹底

- ① 法令・制度を理解して定期的に点検する。

(4) 相談・苦情への対応

- ① 苦情相談窓口の設置、第3者委員を配置して、必要時には苦情検討委員会を開催して助言を仰ぐ。
- ② 推進運営会議、家族会の開催、アンケートを実施して関係者からの相談、苦情に対し速やかに対応する。

2 感染症対策の徹底

(1) 委員会開催：2ヶ月に1回開催する。

- ① 関係機関との情報交換、連携により感染症を予防する。
- ② 事業継続計画、マニュアルの見直し。

(2) 研修会開催：年間2回以上開催する。

- ① 感染症予防に関する知識と技術を習得する。

3 安全（災害・交通安全・労働災害）対策の徹底

(1) 安全対策

- ① 消火・避難訓練の実施：年間2回実施する。
- ② 交通安全：研修会の開催と事故報告書を共有する。
- ③ BCP策定：災害時におけるBCPを令和5年度中に策定する。

4 地域交流・貢献

(1) ボランティアとの交流

- ① 感染症予防を行い、福祉活動への理解と協力を得る機会を設ける。

(2) 職場体験学習・実習生の受入れ

- ① 実習指導者を中心に実習環境を整え実習生が目標を達成できるよう指導、協力を行う。

(3) 部門間関係による出前講座・授業の協力を実施する

- ① 出前講座協力
- ② 授業協力

5 人材育成・定着・確保

(1) 職業的自尊心を育む

- ① 自分の仕事が他者に喜んでもらえるための準備として、基礎能力習得を図る。
- ② 自分の仕事が社会に認められる質にあるか習得した能力の発揮、根拠に基づく質の高い科学的ケアを実践する。

- ③ 自分の働きが同僚や上司に認められる内容にあるか確認できるよう、利用者、家族からの肯定的な応答（良好な関係性）、職場や社会貢献の反応を得られる場などへ参加する。

(2) OJTの実施

- ① 新規採用職員等に対し職員育成ガイドラインに基づき、実際の仕事を通じて指導を行い、サービス提供に必要な知識、技術の習得に協力する。

(3) ハラスメントへの対策

- ① 必要な情報の周知徹底。
- ② ストレスチェックの実施。
- ③ 研修会参加・開催。

(4) 福祉用具の導入

- ① 福祉用具を正しく使用して腰痛を予防する。

(5) 業務改善

- ① 業務の平準化と効率化を図りサービスの質の向上を目指す。

(6) 処遇改善

- ① 介護職員処遇改善加算算定要件を遵守して適切に処遇改善を実施する。

<実施事業内容>

1 在宅福祉課

(1) 介護の入門的研修の開催

- ① 福祉・介護人材の確保・育成を目的とした研修会を実施する。
介護に関心のあるすべての方（高校生を含む）を対象に 21 時間（3 日間）の講義・実技を実施する。
- ② 就労支援機関（介護労働安定センター・ハローワーク等）、就学支援機関と協力して職場・学校見学・体験等の支援を行う。

(2) 介護予防はつらつ事業（介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス A）

① 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8 時 30 分から 17 時 30 分
サービス提供時間	9 時 30 分から 15 時 00 分
実施地区	雲南市全域 （大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田町・掛合町）
実施会場	市内 23 地区の交流センター等
実施対象者	事業対象者 要支援 1・2
実施回数	一人あたり 月 3 回から 4 回
利用料金	・基本料金：月定額料金（1 割負担：1,388 円 2 割負担：2,776 円、3 割負担：4,164 円） ・昼食・茶菓代 1 回 600 円

② 実施プログラム

- ・運動器の機能向上：レッツはつらつ体操の実施と運動機能を評価する。
- ・栄養改善指導：栄養士による栄養指導と評価を実施する。

- ・口腔機能の維持：歯科衛生士による口腔指導を行い疾病を予防する。
- ・認知症予防：脳トレ、認知症予防体操を行い予防する。
- ・閉じこもり予防：参加者全員月4回の利用を目指す。
- ・健康講話：医師による健康講話等により介護予防の意識を高める。
- ・ココから教室：利用者の大切にしていることが続けられるようプログラムを通して幸福度を高め健康な体を維持する。

③ 地域交流

- ・交流センター職員、ボランティアの協力を得て高齢者の生きがいと社会参加の促進を図り、社会的孤立感の解消、自立した生活の助長により要介護状態になることを予防する。

④ 事業紹介

- ・地域自主組織等へ事業の目的、内容を紹介し利用対象者の情報を収集してお試し利用の声かけを行う。

4 施設福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

一人ひとりの心安らぐ住まいであるために

その人らしい生き方・生活を尊重した施設ケアを実践し追求する

施設福祉部を目指します

- ▶ 社協らしい施設福祉の具現化に向けて、他部門・他機関とも連携した「施設の社会化・地域化」に取り組みます。
- ▶ 施設での暮らしが「自分らしい輝き」の基盤となるよう、その人らしい生き方が実現できる、地域とのつながりを重視した「心安らぐ住まい」としての、高品質な施設ケアを実践します。

<重点実施項目>

1 安定した経営基盤の確立

(1) 目標稼働率の達成

- ① 介護老人福祉施設 えがおの里 95%以上
- ② 介護老人福祉施設 えがおの里ユニット 95%以上
- ③ えがおの里短期入所生活介護事業所 91%以上

施設、短期入所ともに上記の稼働目標達成に向け、質の高い介護サービスを提供し安定した収入の確保に努める。

(2) 異常の早期発見・治療による空床日の低減

細やかな健康観察で体調の変化を早期に発見し、まめネットを有効に活用するなど早期に嘱託医、関係医療機関との連携を行う。重症化を予防し、早期に苦痛の緩和と治療を図ることにより、入院による空床期間の短縮を図る。

① 誤嚥性肺炎の予防

- ・健康（口）体操を1日1回以上実施して嚥下機能の維持を図る。
- ・口から食べるバランスチャート（K T B C）13項目を総合的に評価して嚥下機能の維持、改善を図る。
- ・口腔ケアを毎食後実施する。
- ・歯科衛生士等との連携による口腔の状態に応じたケアを実施する。

② 尿路感染症の予防

- ・こまめな水分摂取：水分摂取を促して膀胱内の細菌をできるだけ排出する。
- ・排尿：排尿パターンを確認して排泄を促す。
- ・清潔の保持：適切な衛生用品の使用、洗浄を行い、清潔を保つ。
- ・外部と連携し質の高い排泄ケアについての研修の受講と実践

(3) 加算の算定要件を守り収入を確保

(4) 職員間で運営状況を共有し、収益の確保、経費節減への意識の醸成

2 質の高いサービスの提供

(1) 施設サービス計画書（個別機能訓練計画、栄養計画）の充実

利用者の自分らしい暮らしを支援する計画書とするため、アセスメント、利用者、家族の希望を取り入れた計画書の作成、モニタリングの実施と多職種連携によるサービス提供を行う。

(2) 科学的介護情報システム（L I F E）の活用

L I F E のデータ提出とフィードバックを活用し、ADL、栄養、口腔、嚥下などエビデンスに基づいた科学的介護を実践し、ケアの質の向上に取り組む。

(3) 不適切ケア防止への取り組み

- ① ケアに対するご意見等を伺うため、利用者参加型のえがお会議を開催する。
- ② 虐待防止・身体拘束廃止委員会等により不適切ケアを防止し利用者の尊厳を尊重したケアに取り組む。

(4) 専門知識の習得と実践

施設内研修会の開催、外部研修参加（ユニットリーダー・リフトリーダー・ユマニチュード・看取りケアなど）、事例検討会を通じて、職員自らが学び専門性の向上を目指すことを推進する。

① 看取りケアの充実

施設での看取りについて利用者本人、家族の理解と協力を得ながら人生の最期の時まで自分らしく生きられること、穏やかに最期を迎えることができるよう支援する。

- ・家族とともにカンファレンスを定期的に開催し、現状の共有と支援の方向性を協議する。
- ・本人、家族の不安の軽減を図るため、看取りのしおりを参考に職員誰もが同じように説明を行い接することができるようにする。
- ・利用者、家族、職員が安心して看取りに向かえるようしおりとケアガイドを定期的に見直し更新する。
- ・実践の振り返りを行い、看取り介護の対応力を高める。

② 認知症ケアへの取り組み

ユマニチュード研修修了者を中心に技法の目的である、認知症の人が「その人らしさを取り戻してもらおう」ことを目指し、実践する。

③ 福祉機器の活用

リフトなどの福祉機器を活用し、利用者の2次障害と職員の腰痛防止を目指す。

④ 施設内研修の実施

- | | |
|-------------------|--------|
| ・介護保険制度について | 1回以上/年 |
| ・コンプライアンスについて | 1回以上/年 |
| ・虐待・身体拘束禁止について | 2回以上/年 |
| ・事故防止について | 2回以上/年 |
| ・感染症予防について | 2回以上/年 |
| ・医療的ケアについて | 1回以上/年 |
| ・褥瘡予防について | 2回以上/年 |
| ・看取りケアについて | 1回以上/年 |
| ・認知症「ユマニチュード」について | 1回以上/年 |

(5) 家族会との連携

利用者にとり心安らぐ生活の場となるよう家族との連携を深める。

3 感染症や災害への対応力強化と安全対策

(1) 感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなど）対策の徹底

- ・ 拡げない対策の徹底
- ・ マニュアル、事業継続計画（BCP）の更新と研修会の実施

(2) 避難・消火訓練の実施

消防署、消防団、広域交番、家族会、自治会、事業所等と連携して年間2回の訓練を実施する。

(3) 不審者対応訓練の実施

掛合広域交番、自治会等と協力して訓練を実施する。

(4) 安全対策と環境整備

職場内巡視を行い、危険個所を点検するとともに、施設の老朽化に対応し設備の維持管理及び必要な修繕を行い、安全対策に努める。

(5) 生活事故の予防

利用者の状態に合わせた環境整備を行い生活事故の予防に努める。

事故発生時には迅速に対応し、再発防止に努める。また、必要時には「身体拘束廃止」「事故防止」の委員会を開催しリスクマネジメントの充実を図る。

4 地域との交流・連携・貢献

(1) 地域との交流

「施設の社会化・地域化」を目指し、小・中・高校生、専門学校生、ボランティア等を幅広く受け入れ、地域との交流を促進する。

(2) 地域との連携

地域福祉の拠点としての役割を果たすため、地域、関係機関との連携に努め、施設が有する能力や機能を積極的に提供していく。

- ・ 掛合地区多職種連携意見交換会に参加し、地域における課題の共有と支援体制を強化するために連携を図る。

5 情報提供・相談・苦情への対応

(1) 信頼関係の構築

利用者、家族との信頼関係を構築し、相談、要望、苦情に対し迅速丁寧に対応を行う。

(2) 苦情相談窓口の設置

苦情相談窓口の設置、第3者委員を配置して、必要時には検討会を開催し助言を仰ぐ。

(3) 情報公開

「えがおの里新聞」の発行、社協ホームページ内に掲載しているYouTubeを更新するなど、施設での日々のご様子について情報を発信する。

6 人材確保・育成・定着への取り組み

(1) 情報発信

- ・市内小中学生の職場体験など福祉教育活動等への協力と、雲南市内高等学校の学生と教職員に対し福祉の仕事への理解を得られるよう授業協力を行う。
- ・専門学校や大学生を積極的に受け入れる。
- ・ホームページ内のY o u T u b eを活用して、施設の情報を発信する。

(2) O J Tの実施

職員に対しO J Tを実施して、計画的、仕事に必要な知識、技術、態度等継続的に指導をしていく。

(3) エルダー制度の実施

エルダー制度により、相談役を置くことで職員が安心して働くことができる環境づくりに努める。

(4) 腰痛予防対策の取り組み

福祉用具等を導入やストレッチを実施して、職員の腰痛予防対策に取り組む。

(5) 処遇改善の実施

算定要件を遵守して適切に処遇改善を実施する。

7 年間行事計画

月	行 事	内 容
4月	お花見	木次・三刀屋方面ドライブ お花見弁当
5月	花祭り 花・野菜づくり	主催：掛合町仏教会 玄関前花壇を利用した野菜づくり
6月	家族会	事業計画・報告等 交流会
7月	七夕会	行事食
8月	納涼祭 花火大会	屋台（かき氷・焼きそば等）盆踊り 打ち上げ花火
9月	敬老会	行事食 記念品贈呈
10月	運動会	玉入れ 鯛釣り等
11月	紅葉ドライブ かけイルミ灯籠作り	吉田町 八重滝方面 掛合自治振興会事業参加
12月	クリスマス会 忘年会	行事食 ぶりの解体ショー
1月	新年会 書初め	行事食 抹茶
2月	節分祭	豆まき 行事食
3月	ひな祭り	行事食

5 保育所受託運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域とともに健やかに育つ子どもを支えていくために
一人ひとりの最善の利益を尊重し 地域を活かした保育の実践を追求する
子育て支援部を目指します

- ▶ 社協らしい子育て支援の具現化に向けて、行政や地域等との協働のもと、地域ニーズを反映した「受託事業の機能充実」に取り組みます。
- ▶ 家族、地域、世界の宝である子どもたちが、健やかに育つために、地域の皆様と共に歩む、高品質な保育サービスを実践します。

<総括的事項>

本会は平成 22 年度から保育所運営を受託し、三刀屋保育所が 14 年目、掛合保育所が 10 年目を迎えます。社協が運営する保育所としての統一性とそれぞれの保育所の独自性を更に発揮し、保育の質を高めるとともに、経営の改善に努めていきます。

令和 5 年度入所児童数は、三刀屋保育所が年度当初 98 名、年度末には 105 名を見込んでいます。また、掛合保育所は年度当初 52 名、年度末には 56 名を見込んでいます。

1) 雲南市立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1 保育理念

地域とともに健やかに
～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3 児童数

在籍児童(予定) 定員 120 名

年 齢 人 数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 5 年 4 月 1 日現在	3	15	20	21	15	24	98
令和 6 年 3 月 1 日予定	10	15	20	21	15	24	105

入所率 令和 4 年度 111% 令和 5 年度 88%

4 職員の職種、職員数（4 月 1 日予定）

○ 三刀屋保育所

職員 27 名

- ・所長 1 名 ・主任保育士 1 名
- ・保育士 18 名 (内育児休業 1 名) (内特別支援専任 2 名)

- ・看護師 1 名
- ・栄養士 2 名
- ・調理師 2 名
- ・事務員 2 名

嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名

○ みとや病後児保育室「たんぽぽ」

職員 2 名

- ・保育士 2 名

5 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や、安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・保護者からの児童の健康観察カードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底
- ・委託医による健診(内科健診・歯科検診)
- ・子どもへの保健指導の実施(うがい・手洗い・はみがき指導など)
- ・幼児の性教育(プライベートゾーン)
- ・その他時季や子どもの様子に応じた健康指導
- ・看護師による出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供(玄関の掲示板・保健だより・一斉メール配信)及び健康相談を行う。

- ・保育所内の衛生管理の徹底

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策

入室する際手指消毒・検温を行う。(子ども・保護者・業者等)

児童の手洗いの徹底とうがいの実施による感染症予防を行う。

施設内の次亜塩素酸ナトリウムによる毎日 1 回の清掃及び日常的な清掃を行う。

各部屋内の清掃、消毒の徹底(マニュアルに従って行う)

子ども・職員が触れるところを重点に、アルコール消毒を行う。

空気清浄機を使用し、定期的に換気を行う。

玩具等の消毒

- ・体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した 5 歳児水泳教室、加茂 BG 海洋センターを利用した水泳教室を計画
- ・日常生活の中に運動プログラムを意識した実践を取り入れ、体力増進を図る。
- ・わくわくうんなんピックに参加

(2) 安全管理

- ・危機管理体制の確立とマニュアルの会得
- ・安全対策マニュアル策定
- ・災害時を想定した月 1 回の避難訓練を実施する。訓練の方法についてマンネリ化を避け、熟慮していく。

不審者対応訓練…雲南警察署対応

避難訓練(年 1 回)…雲南消防対応

引き渡し訓練

- ・ S I D S、A E Dについての研修訓練を行う。
- ・ 緊急時を想定し、一斉メール配信、メール確認訓練
- ・ 毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進と職員の意識向上を図る。
- ・ 非常災害対策としての備蓄品の数量や保存年限を確認

(3) 食育の推進

- ・ 地産地消を主とした安心安全な食材を提供。
- ・ 栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・ 野菜栽培活動や地域の名人さんと調理実習をするなどして、食への関心を高める。
- ・ 栄養士等による月1回の食育のつどいを実施
- ・ 野菜を使ったクッキングを行う。(各学年)
- ・ 調理師と午後のおやつ作り(5歳児)
- ・ 保護者に対する食育指導や、食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通して家庭と保育所の連携に努める。

6 子育て支援

- ・ 地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育児相談を行う。
- ・ 子育て講演会を開催
- ・ 保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど各専門を活かした情報の発信に努める。
- ・ **延長保育事業**
仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

7 保護者との連携

- ・ 保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。
(親子遠足・夏祭り・運動会・餅つき等)
- ・ ボランティアとしての参加(絵本の読み語り、絵本の修理、畑の名人さん、半日保育士、おもちゃづくりなど)を募る。
- ・ クラス懇談会の実施
- ・ のびのび(3~5歳児)の個人面談の実施
- ・ すくすく(0~2歳児)の個人面談日の実施

8 職員同士の連携と質の向上

『職員同士・クラス間の連携と支え合う保育所』を意識した保育運営を目指す。

- ・ 職員同士の連携のため、職員会議の在り方を再構築する。
月1回 企画会(代表者会)チーフ会(主担会)のびのび部会(3歳~5歳児)
すくすく部会(0歳児~2歳児)給食保健部会 全体職員会(年3回)
安全対策部会
- ・ 職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。

- ・キャリアアップ研修の受講
- ・セルフキャリアドッグの受講
- ・保育士全員が年1回は、クラス研修会に参加
- ・事例研究実施
- ・指導講師を招いた所内研修・保育公開を実施
- ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加
- ・特別支援教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加
- ・所内支援会議を定期的に行う。(未満児・以上児 年3回)
- ・三刀屋保育所・掛合保合同研修
- ・参加した各種研修受講内容は復命書及び口頭で報告を行い、全職員の共通理解を図る。

9 小学校との連携

- ・情報交換、保小連絡会
保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを計画的に実施する。パワーアップチャレンジ部会(学力)、ふるまい向上部会(生活指導)、みんなの会(特別支援)、健康づくり部会(保健)に職員全員が所属
- ・三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動を行う。
- ・園長・所長・校長会(月1回)で情報交換を行う。
- ・定期的に小学校との交流会を行う。
- ・就学前において情報交換・移行支援会議を行う。

10 地域との連携

地域の方との交流や支援を得た活動を推進する。

- ・地域の支援を得た野菜作り活動の実施
- ・デイサービス事業所への訪問活動
- ・幼稚園・こども園及び掛合保育所との交流活動の実施
- ・実習生、中学校・高校生ボランティアの受け入れ及び小学生・中学生との交流活動の実施
- ・三刀屋町内の交流センターに、活動報告書を年2回発行する。

11 病時保育事業(病後児対応型)の実施

施設定員2名

- ・児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難なとき一時的に保育を行う。
- ・病後児保育の周知のための取り組み、大東病後児、掛合病後児との連携のための取り組みを行う。

12 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

[自己評価]

- ・職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価(年2回)を実施する。保育の振り返りと自己目標を明確にする。

[保育所評価]

- ・保育所内で保育所運営及び保育等について振り返り、評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けた取り組みを行う。

2) 雲南市立掛合保育所保育業務

1 保育理念

～地域とともに健やかに～

- ☆ 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

2 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを発揮し、意欲的にあそぶ子

3 児童数

在籍児童(予定) 定員 70 名

年 齢 人 数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和5年4月1日現在	1	0	14	11	12	14	52
令和6年3月1日予定	6	0	13	11	12	14	56

令和5年度 入所率 80%

令和4年度 入所率 81%

4 職員体制 (4月1日予定)

○ 掛合保育所 職員 21 名

- ・所長 1 名、主任保育士 1 名
- ・保育士 13 名 (内育児休業 1 名) (内特別支援専任 1 名)
- ・看護師 1 名
- ・栄養士 1 名、調理師 2 名
- ・事務員 1 名
- ・代替保育士 1 名 (非常勤)

○ 子育て支援 職員 6 名

- ・病後児保育担当保育士 1 名
- ・子育て支援センター 子育て支援員 2 名
- ・一保育担当保育士 2 名 (非常勤)
- ・ファミリーサポートセンター アドバイザー 1 名 (非常勤)
- ・嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名

5 健康及び安全

(1) 健康支援

看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。

- ・ 嘱託医による検診、聴力・視力検査
- ・ 感染症予防のための衛生管理
- ・ 健康指導(手洗い・うがい・歯磨き指導等)
- ・ 個々の成長及び健康管理
- ・ 元気アップ運動(生活リズム作り)
 - * 四校連携による生活リズム調査
 - * 小中高生による生活リズム指導
- ・ 運動プログラムによる体力の増進
 - * 園外保育の強化
 - * うんなんピックの実施(体力測定)
 - * 専門指導による運動遊び
- ・ 感染症等の予防対策の徹底を図る。
 - * 手指消毒・健康チェック
 - * 換気・室内消毒・三密を防ぐ生活
- ・ ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
- ・ 健康についての相談

(2) 安全管理

- ・ 事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようにする。
- ・ 所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
 - * 月1回の災害時想定避難訓練
 - * 年1回の引き渡し訓練・不審者対応訓練
 - * 月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視
 - * 危険個所の修繕

(3) 食育の推進

- ・ 食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- ・ 地域の皆さんの協力を得ながら、所見による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。
 - * 給食便り・展示食・試食会等による食に関する情報提供
 - * 離乳食・アレルギー食の保護者面接
 - * 食育相談・食育指導(栄養のお話・クッキング指導)
 - 箸の持ち方や食事の仕方等意識した指導
 - * 1年を通じた食育活動(年齢に応じた野菜作りやクッキング体験)
 - 夏野菜・冬野菜等の栽培収穫

＊地域の方による行事食体験

(もちつき・初釜・さんま焼き・かたら団子作り パン作り・ピザ作り・芋汁作り・味噌作り)

6 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・保育所開放・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室の開催
- ・誕生会・子育て研修会・支援連絡会等の開催

＊対象年齢に応じた内容、保護者の要望に沿った事業を行う。

＊専門機関と連携し、子育て相談に応じていく。

＊保育所と連携し、保育所体験や入所前相談がスムーズにできるようにする。

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・送迎サポート・預かりサポート・休日サポート・支援連絡会・研修等

(3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5) 病児保育(病後児対応型)事業

児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難なとき一時的に保育を行う。

7 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・親子遠足・夏祭り・親子運動会・発表会・一日保育士・クラス懇談・個人面談
- ・保育参加・子育て講演会・奉仕作業等

8 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・全職員の自己評価を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。

- ・職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。

クラス会・以上児会・未満児会・給食会・担当会を随時行う。

- ・所内研修 公開保育(2回)を行い、研修会の実施
所内語る会 事例による研修

- ・近隣園・所との合同研修会
- ・県研究大会・市研修等の研修機会の確保
- ・障がい児や気になる子への対応についての研修
- ・健康支援についての研修
- ・キャリアアップ研修の受講
- ・セルフキャリアドッグの受講
- ・保育実習生・ボランティアを積極的に受け入れる。
- ・雲南市社協中期経営計画による取り組み(三刀屋保育所・掛合保育所合同研修)
保育所同士の連携を深め、共通理解をして運営・保育をしていく。
 - ① 子どもを取り巻く家庭・地域・保育所が共に支えあう保育体制の充実
 - ② 高品質な保育サービスを行うための対策の検討
 - ③ “子どもの笑顔を育む” 働きやすい職場づくりと学びあいによる人材の育成

9 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・保小連絡会・子どもを語る会・保小交流会
- ・給食体験・学校見学・ミニ授業
- ・保育要録送付、校長・所長連絡会等
- ・子ども家庭支援センターとの連携(教育相談・にこにこ相談)

10 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。

- ・ごみゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会・地域散歩(地域の方の見守り)・川遊び(鮎の放流・つかみ取り)・ふる里祭り参加・栽培活動他・高齢者との交流(はつらつ・えがおの里・ふれあいセンター)・地域行事参加他
- *掛合町内の地域自主組織・老人会・ライオンズクラブを中心に、交流を深める。

11 保育に関する評価

- ・提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。
- ・保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。(目標管理制度による評価)

6 地域包括支援センター事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域でその人らしく安心して生活できるように
一人ひとりに必要な包括的な支援を 多職種連携で実践する
地域包括ケア推進部を目指します

○ 部門運営方針

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する中核的機関として位置づけられています。設置責任主体である雲南市と連携して、公益性・地域性を基本的視点に適正な運営を図っていきます。

加えて、業務を円滑に進めるために必要な専門職の確保に向け積極的に取り組むとともに職員の資質向上に努めます。

<業務推進の指針>

1 総合相談支援業務

(1) 実態把握

地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握に努め、地域に存在するニーズに早期対応できるよう取り組む。

(2) 総合相談業務

地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容に総合的に対応できる体制をつくる。

(3) ネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供、効果的な相談活動をする。
- ・地域のネットワークを通じて高齢者の実態把握を行い、支援が必要な高齢者に対して各専門職がチームで支援する。
- ・保健・医療・福祉サービスなどのネットワークを有効に活用し適切な支援につなげる。
- ・社協内では、生活相談支援センターや権利擁護センター等、地域福祉部門との連携により強みを発揮する。
- ・広報紙やパンフレットなどでセンター業務の周知を行い、地域での認知度を高める。

2 権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合は、雲南市に連絡し、関係機関等との調整により適切に対応する。

- ・成年後見制度の活用
- ・老人福祉施設等への措置
- ・高齢者虐待（疑い含む）への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害防止

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域との連携体制を整備する。

(2) 介護支援専門員等に対する支援

- ① 日常的な個別指導・相談
介護支援専門員等の業務の実施に関し個別指導や相談への対応を行う。
- ② 事例検討会・研修会等の実施による支援
介護支援専門員への情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ③ 支援困難事例等への指導・助言
地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的支援方針を検討し、指導・助言を行う。
- ④ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

4 介護予防ケアマネジメント業務

- ・要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてケアマネジメントを実施する。
- ・実施に際しては、高齢者自身が地域において自立した生活を送ることができるよう支援する。
- ・指定居宅介護支援事業所に委託した場合も責任を持って関与する。

5 指定介護予防支援業務

- ・予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。
- ・計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

6 地域ケア会議の開催及び参画

- ・個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりと資源開発、政策形成に関する5つの機能を果たすため、雲南市と連携して地域ケア会議を開催する。

個別支援型地域ケア会議（主催：地域包括支援センター）

市域ケア会議 自立支援型地域ケア会議（主催：雲南市）3回/年

7 職員の資質向上と連携強化

- ・職員の資質向上のため、計画的に研修の実施及び研修の機会を確保する。
- ・各種研修会に参加し職場内で共有する。

